

## 堺市営住宅入居者の収入申告及び認定等に関する事務取扱基準（抜粋）

（収入申告書）

第2条 規則第12条第1項の収入申告書は、様式第1号による。

2 収入申告には、別表1に掲げる必要書類を添付するものとする。

3 略

（再認定の請求）

第6条 前条に規定する場合のほか、収入の額に変動が生じたときは、入居者は、収入再認定請求書（様式第8号）に、別表2の左欄に掲げる理由の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める書類を添付して、市長にその収入の額の再認定を求めることができる。

2～3 略

別表1

理 由	証 明 書 類 等
給与収入のある場合	前年分の所得証明書、給与所得の源泉徴収票の写し等
年金収入のある場合	前年分の公的年金等の源泉徴収票の写し又は最近の年金改訂通知書の写し等
生活保護を受けている場合	保護証明書又は生活保護受給証と保護決定通知書の写し
中国残留邦人等に対する支援給付を受ける場合	支援給付受給証明書又は支援給付についての本人確認書の写し ※支援給付以外の収入がある場合はそれを証明する書類
無職の場合	前々年中に無職になっている場合は、当該年度の課税証明書等 前年以降に無職になっている場合は、雇用保険受給資格者証の写し又は退職証明書等
障害のある場合	身体障害者手帳の写し・療育手帳の写し・精神障害者保健福祉手帳の写し等（等級の記載のあるもの）
戦傷病者の場合	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	被爆者健康手帳の写し
海外からの引揚者の場合	引揚証明書等
別居扶養親族のある場合	税法上で扶養していることが確認できる書類
ハンセン病療養所入所者の場合	各療養所で発行する証明書
特定扶養親族がいる場合	当該年中の所得証明書等扶養親族であることを証明するもの及び住民票等生年月日を証明するもの
老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる場合	
収入のある者が寡婦・寡夫である場合	当該年中の所得証明書、確定申告書又は戸籍謄本等寡婦・寡夫であることを証明するもの
その他	その他市長が必要と認めた書類

別表2

理 由	証 明 書 類 等
収入額に意見がある場合又は収入額に訂正があった場合	当該年中の所得証明書
退職し、現在無職である場合	当該年中の退職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証、給与所得の源泉徴収票（ただし、退職年月日が確認できるものに限る。）又は任意継続健康保険証（国民健康保険証を除く。）の写し ※年金受給者については、上記に掲げるもののほか、年金証書、年金改定通知書又は裁定通知書（最近のもので金額の記載のあるものに限る。）の写し
転職し収入が減った場合	給与等支払証明書、雇用条件証明書又は雇用契約書（ただし、給与等の金額の記載のあるものに限る。）の写し ※年金受給者については、上記に掲げるもののほか、年金証書、年金改定通知書又は裁定通知書（最近のもので金額の記載のあるものに限る。）の写し
同居者が死亡した場合及び転出した場合	住民票（家族全部写し）
扶養親族数に意見がある場合又は扶養親族が増えた場合	当該年中の所得証明書等扶養親族数を証明するもの 出生の場合は住民票又は母子手帳の写し 同居の場合は同居者の収入を証明する書類等
特定扶養親族がいる場合	当該年中の所得証明書等扶養親族であることを証明するもの及び住民票等生年月日を証明するもの
老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる場合	
収入のある者が寡婦・寡夫である場合	当該年中の所得証明書、確定申告書又は戸籍謄本等寡婦・寡夫であることを証明するもの
入居者や扶養親族の中に障害者がいる場合	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し等の写し （等級の記載のあるもの）
その他	その他申立又は請求についての理由を証明する書類